

## 第1回滋賀県公文書管理に関する有識者懇話会 議事概要

日 時 平成27年8月20日（木）午後1時30分～3時30分

場 所 滋賀県庁本館4A会議室

出席者 青柳委員、梅澤委員、大賀委員、大橋委員、（欠席 佐伯委員）  
堺井部長（途中退席）、澤田課長、八田室長、県民情報室職員

配布資料 別添のとおり

会議概要 次のとおり

### 1 開 会

挨拶 総合政策部長

### 2 議 題

#### (1) 公文書センター視察（文書庫・県政史料室・県民情報室）

公文書センターの4階・7階文書庫、3階県政史料室、2階県民情報室を視察し、事務局から資料3に基づき、現状の説明を行った。

#### (2) 公文書管理の概要

事務局から資料1に基づき、懇話会設置要領について説明を行った。

続いて、事務局から資料2に基づき、公文書管理の概要について説明を行った。

#### <質疑応答>

（大橋委員）

指定管理者の文書は保存期間を定める対象にはなっていないのですか。

（事務局）

指定管理者が何年保存にしなければならないということについて、一律に県全体のルールはありません。

（大橋委員）

第三セクターもそうですか。

（事務局）

はい。

（青柳委員）

公安と警察本部での「長期」という保存期間はどのような意味ですか。

(事務局)

「永年」と同じ意味ではなく、「5年より長いもの」と聞いています。6年や10年である可能性もありますし、それよりも長い可能性もあります。

(青柳委員)

むしろ年限を定めずに保管するけれども、使用が終われば廃棄するということですね。

(大橋委員)

先ほど見学させていただいたときに、廃棄対象となった文書の選別収集にあたっては、廃棄対象のリストを全職員に回されると聞いたのですが、それは機能していますか。職員がこれは残しておいてくれとか言うのですか。

(事務局)

実際の作業の流れを説明いたしますと、廃棄対象リストを各課においてシステムで出力することになっています。各課の担当者が、今年保存期間が満了し廃棄対象となった文書のリストを出します。担当者だけでは判断できませんので、それぞれの事業を担当している者に確認します。ですので、事実上所属の全員が確認することになります。ただ、ファイル名だけ見ても分からないので、執務室内にあるファイルは現物を探せばよいですが、文書庫に入っているファイルにつきましては、通常は文書庫には入れませんが、廃棄の確認期間として3週間の確認期間を設けまして、各担当者が文書庫に入って、中身を見て、廃棄していいのか延長しなければならないのかを確認しています。確認したら、保存箱に確認したというシールを貼ることにしており、それがあつたもののみを廃棄していますので、全て確認しています。

(大賀委員)

実際は、廃棄文書の引継ぎ等の時に原課側とセンター側で意見が分かれるということはありませんでしょうか。歴史的な立場で考えると、歴史的な文書と考えてほしいけれど、原課はそうは考えないということはありませんでしょうか。そのあたりの理解は進んでいるのでしょうか。

(事務局)

実際の廃棄作業につきましては、今年度ですと、あらかじめ廃棄対象の文書についてリストで確認し、対象の保存箱に、「この文書については廃棄とされましたら歴史的な文書とします」という貼紙をしています。そのまま廃棄という判断をされたものについては歴史的な文書としていますので、今回はそれについて困りますということはありませんでした。ただし、引き続き事務で使うので廃棄はしませんというものもありました。

(大賀委員)

移管基準についても、公文書館の立場と現用文書を管理している立場では、基

準には該当しないという御意見があったりして、調整が必要な場合もあります。

(事務局)

規程集の真ん中あたりに収集要領がございます。収集について要領で定めているのですが、移管という作業はしていません。廃棄する中から県民情報室長が一方的に選ぶということなので、実際上は移管の協議というものにはなっておりません。ただし、廃棄ならば選別しますということで貼紙をしていますので、担当所属には分かるようになっていました。それぞれの一貫したトータルの規定はなく、少しずつ要綱や要領を作ってきたものですから、このような形になっています。

(梅澤委員)

少し他のところと違うかもしれませんが、県民情報室が文書管理の責任を持っているので、その中での作業になるのです。公文書館が別の組織になっているわけではないので、そういう意味ではメリットがあり、他とは違うかなと思います。

(青柳委員)

保存年限が切れたものが移管されてきてそれを評価選別するのではなく、原課の方で既に廃棄の命(めい)が来たものの中から選別するということですね。

(事務局)

その中から捨てられないように、こちらが残さないといけないものを残すという判断をしています。

(梅澤委員)

その点では、一緒に入っているメリットがあるのかなとは思っています。

(青柳委員)

地方機関と県立学校、警察、県立大学は公文書の移管廃棄の対象外ということで、こういった機関についても県民情報室で扱っていくのか、それとも各施設にある程度こういった歴史的文書の保存を求めていくのか、そのあたりのプランあるいはお考えは現在あるのでしょうか。

(事務局)

現在、地方機関等に永年保存文書がどれくらいあるのか調査を行っておりますので、そういった調査を分析しまして、今後2回目以降の懇話会で、考えを提示させていただきたいと思っています。

(青柳委員)

県立大学はお隣ですので、県立大学の先生に聞けばいいのかもしれませんが、大学の文書はきちんと取ってあるのでしょうか。

(事務局)

先日、地方機関にはどのような文書が残っているのか見に行ったのですが、近江学園には糸賀一雄先生の文書が残っていたり、土木の土地関係で永年で残している文書が多かったりという状況でした。そういうものが廃棄できずに残っているので、一括で歴史的文書として扱うならば、どこかでまとめて保存しなければ

ならないという認識はあります。

(青柳委員)

今のお話にもありましたけれど、永年というくくりを今後どうしていくのかということが、結構大きな問題としてあるのかなと思います。文書は残るとしても、永年であるとするとはそれは公開できないですから。

(事務局)

それについては、30年ルールを適用する形でやっていきたいと考えています。

(青柳委員)

永年というくくり自体が珍しくなっていますよね。

(大賀委員)

公文書管理法施行令別表では有期限の保存期間の最長を30年と定めていますが、常用というものもありますし、延長することについても妨げているわけではありませんけれど、年数としては30年としていますね。

(事務局)

県の職員の中には、文書を作って永年保存にしておけばいいという考えがあります。引き継ぐという考え方自体がないので、そのあたりの意識も高めていかなければならないと考えています。

青柳委員からあったように、知事部局は知事部局でやっていますので、県立大学をどうするのか、県民からすれば県全体が一つの条例に基づいて全て分かりやすい方法で規定するのがいいという思いはあります。今後2回3回と懇話会はありますので、そういった考え方を提示させていただいて、御意見をいただければと思っております。

(大橋委員)

デジタルデータは今、どういった形で保管されているのでしょうか。

(事務局)

歴史的な文書として残されているものについては、虫食い等があつてそのまま現物を見ていただくのが難しい場合があるので、そういうものは写真あるいはスキャナで撮って保存しているのですが、それほどたくさんはできていません。199簿冊ぐらい撮っています。中には大津事件など、皆さんがよく知っているようなものもあります。人的な問題もありますので、国立公文書館のように多くをデジタル化はできているわけではありません。

(大橋委員)

昔のものをデジタルアーカイブ化するだけでなく、元々デジタルのデータがたくさん生まれてきているかと思うのですが、そういうものはどのように保存しているのですか。やはり紙ですか。

(事務局)

県政史料室には届いていません。文書管理システムで起案する文書には、紙も

あればデジタルのものもあります。それをどのように保存して閲覧するのは課題です。

現用文書としては紙の起案だけではなくて全て電子化した起案もありますので、そういったものについては文書管理システムの中で電子データを保管しております。ただし、それを歴史的文書に持っていく道筋はまだ決まっていません。

### (3) 県政史料室および歴史的文書の概要

事務局から資料4・5に基づき、県政史料室および歴史的文書の概要について説明を行った。

<質疑応答>

(大橋委員)

閲覧申請をされるのはどのような目的の方が多いのでしょうか。

(事務局)

学生や研究者、地域の郷土史家の方などですね。GHQの展示などをすると、当時いたお父さんなどの家族の歴史を訪ねて来られる方もいらっしゃいます。絵図面が残っているので、地番が分かるのではないかと土木関係の業者の方が見に来られることもあります。

(青柳委員)

平成17年、18年でああいった提言を出して、提言後の取組についても説明していただいているのですが、9で、その後の職員の方の公文書に対する意識の変化はありましたか。目に見えて何かが向上したとか手ごたえのようなものは。

(事務局)

県政史料室という閲覧室があるので、職員が見に来ることが多くなりました。知事も来られています。トップに改めて見ていただくことで、文書の大切さが感じられるのではないかと思いますけれど、どこまで浸透しているかは分かりません。

(青柳委員)

提言をした段階では、将来公文書館の設置を見据えることを理想として掲げていたのですが、理想は理想としてきちんとできる範囲でやっていくことが重要だと思います。今後のスケジュールに出てくると思うのですが、滋賀県としてどのような公文書管理体制を作っていくのか、今後も県政史料室を拠点として拡充していくのか、それともあえて公文書館を掲げていくのか、そのあたりの今のところのお考えがありましたら。

(事務局)

他府県でも公文書館を持っているのですが、滋賀県の場合、公文書センターを昭和63年から運用しておりますし、文書庫も持っています。非常に財政状況

が厳しいということもありまして、新たに公文書館を作るということはなかなか難しいと考えています。今の公文書センターの機能をより高めていくという方向で、今後の懇話会では御議論いただきたいと考えています。デジタルアーカイブや展示機能等について、今後、2回、3回、4回、まとめとありますので、事務局案をもとに意見交換をいただければと思っています。

(大橋委員)

将来的には公文書管理条例のようなものを見据えていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

条例化も含めて検討させていただきたいです。訓令や規程を他の実施機関それぞれが定めている状況ですので、条例を定めて、他の実施機関がそれに基づいて訓令や規程を定めるべきと考えています。ただ、いろいろな実施機関の実情もありますし、反対も出てくるかもしれませんが、私どもはその方向でいきたいと考えております。

#### (4) 意見交換

(青柳委員)

この会に呼んでいただいた身としては、以前に出した提言をまとめた懇話会に私もいたということと、日本近世史を専攻しておりますので、歴史畑から一人ということで、そういった立場から提言を期待されているのだろうと思っています。

今日来る途中に読んでいた本なのですが、各自治体では公文書館やアーカイブスを設けるところも設けないところもあるのですが、設けずに規程なり要綱なりをしっかりと定めて保存と公開のシステムを作っているところはあるようです。静岡県がそのケースで、この本の中で引かれていましたけれど、静岡県は永年という保存期間が残っておりそれは問題だとこの本で指摘がなされていました。

10年前と現在だとその後アーカイブができた自治体も増えましたし、できていないなりに取り組んでいるところもあると思いますので、そのあたりのケーススタディをきっちりとやっていきながら、滋賀県でどのような方向を目指すのか。個人的には、県民情報室と県政史料室を作って稼働しているわけですから、それを最大限生かす方向で考えるのが筋だと思います。どのような方向を目指すのか、事例収集しながら考えていけたらと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

(梅澤委員)

私は平成19年に県立図書館長を退職して、青柳先生のおっしゃっていた提言を受けて、こちらにお世話になった経緯がございます。お話にあったように公文書館をすぐ作るというわけにもいかないし、経費の問題や環境がそろっていない中で、とりあえず現用の資料を歴史的資料として、閲覧の仕組みをしっかりと作ったらどうかということで、スタートしたのが県政史料室に繋がっていったわけです。

後で私も勉強させてもらって分かったのが、公文書館として独立していると、先ほど大賀先生がおっしゃったように、廃棄したものの選別移管がなかなか上手くいっていないということです。そういう点では、一つの屋根の下でお互いに棲み分けているのはなかなかメリットがあると感じます。

いろいろと整理していかなければならないことがたくさんあるのだと思いますが、せっかくですので、何か新しい道が一つできればいいなと思っています。

(大賀委員)

今回調べてみましたら、滋賀県では大正時代、文書整理に取り組み、文書庫の写真も添えて当時の政府に報告した資料が国立公文書館に所蔵されていました。戦前刊行された県史でも文書保存規則を作りましたということがきちんと述べられていました。そういう意味では、文書管理について非常に前向きに積極的にやってきた県だということを改めて感じました。

今、建物を独自で作るにはいろいろな御事情があるでしょうから、利用者にとってどのようであれば利用しやすい公文書館であるのか、我々で言うと国民の方々、地域で言うと地元の県民市民の方々が、公文書館というものをどれだけ身近に感じてくれるかという視点を加えていただければと思います。例えば、先ほど見学させていただいた展示でも、細かい工夫をいろいろされているようですので、そういった取組を大事に充実させていくのが大切ではないかと思っています。

(大橋委員)

私たちマスメディアに働く者は、情報公開ですとか、あるいは直接職員さんにこの資料はありますかとお問合せしたりして、いろいろお世話になることが多いのですが、よくあるのが、それは10年経ちましたから廃棄の対象になってしまいました、データがありませんということで、宝だったのになぜ捨てたのか、残せなかったのかと思うことがままあります。それから、意思形成過程だということ拒まれるということもこれまで多々あったところです。

保存のあり方、廃棄のあり方についてなのですが、先ほども御意見がありましたけれど、条例案の中で第三者の目を入れること、県職員ではない方の目を入れるということもありではないかと思っています。一覧リストを誰かが目を通すという仕組みがあってもいいのかなと思います。アメリカですと、国民が見られるようになっているのですかね。リストを見て一般市民が異議を申し立てられるような、もう少し外の目が入られる仕組みがあってもいいのかなと思います。

保存する対象なのですが、先ほど申しました指定管理者や第三セクターは、指定管理者制度が広まっていく中で、対象にしないと、県民にとっては県政のあり方が分からないのではないかと思います。それからデジタルデータには、音声とかも含めて重要な資料があるはずですが、そういうものをどう管理していく

のか。もう少し充実していてもいい気がします。

(事務局)

委員の皆さんからいただいた意見を踏まえて案を作っていきますので、御意見をいただきたいと思っています。公文書館をどうするのかという話もあったのですが、公文書館法には条例設置という規定もありますし、どのあたりまで公文書館として認められるのかという面もありますが、そのあたりも教えていただければと思います。今後よろしくお願ひしたいと思っています。

(5) その他

(事務局)

今回は10月を予定しています。第1回は現状と課題ということで、現場視察や現状の説明をしましたが、第2回は、公文書作成の基準や規程について、第3回は、デジタル化や展示内容について、検討内容をもとに意見交換する予定です。第4回は、骨子という形で中間まとめを作成し、第5回に県としての方向性をとりまとめます。

その後、懇話会のまとめを受けて、平成29年度中に条例等をどのようにするか整理を行います。平成30年度は規程の改正や文書管理システムの改修を行う移行期間とし、平成31年4月の本格稼働に向けてやっていきたいと考えています。

(大橋委員)

平成31年4月の本格稼働というのは。

(事務局)

条例の施行と新たな公文書館機能による運営もできればと考えています。どうなるかはまだ分かりませんが。

次回、座長の選任をさせていただきます。

3 閉 会